

山法516
平成28年1月14日

山梨県山梨市東818番地

株式会社佐藤農園

代表取締役 佐藤 優一 殿

山梨税務署長 齋地 義孝



酒類販売業免許通知書

平成27年10月29日付で申請のあった山梨県山梨市牧丘町室伏字大久庵1955番1、1956番1、1936番2、1939番2、1938番及び1937番2 雁坂タウン1階及び2階(別紙図面に記載の酒類販売場の位置)の酒類販売業免許については、下記条件を付けて平成28年1月14日付で免許しましたから、酒税法第21条の規定により通知します。

なお、下記条件は、酒税保全上酒類の需給の均衡を維持するために付けるものです。

記

酒類の販売方法は、小売に限る。ただし、酒類を通信販売により小売する場合は、次によること。

- 1 販売する酒類の範囲は、国産酒類のうちカタログ等(インターネット等によるものを含む。以下同じ。)の発行年月日の属する会計年度(4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。)の前会計年度における酒類の品目ごとの課税移出数量が、全て3,000キロリットル未満である酒類製造者が製造、販売する果実酒に限る。
- 2 酒類の販売方法は、2都道府県以上の広範な地域の消費者等を対象としてカタログ等を使用して販売のための誘引行為を行い、通信手段により購入の申込みを受け、配達により商品の引渡しを行う小売販売で、かつ、酒類の購入申込者が未成年者でないことを確認できる手段を講ずる場合に限る。